



三重県公報

平成29年11月21日（火）

第 2957 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
791	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
792	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
793	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
794	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	2
795	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
796	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	3
797	平成29年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	3
798	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	4
公 告			
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	5
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	5

告 示

三重県告示第 791 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
陽だまりの丘なかむら内科	桑名市陽だまりの丘七丁目 1510 番地	平成 29 年 10 月 1 日
もろおか内科クリニック	桑名市筒尾 6 丁目 9-19	平成 29 年 11 月 1 日
前田医院	鈴鹿市下大久保町 2669-1	平成 29 年 9 月 9 日
カサデマドレ クリニック	津市安濃町戸島 569 番 8	平成 29 年 10 月 24 日
小林薬局	桑名市大山田 1 丁目 7-11	平成 29 年 10 月 1 日
つつお調剤薬局	桑名市筒尾 6 丁目 10-3	平成 29 年 11 月 1 日
エール調剤薬局 F u j i	四日市市高角町 1564-6	平成 29 年 11 月 1 日
さんあい薬局株式会社 ハンター店	鈴鹿市算所 2 丁目 5 番 1 号	平成 29 年 11 月 1 日
畿央徳山薬局	名張市桔梗が丘 1 番町 6-80	平成 29 年 10 月 1 日
畿央薬局中央店	名張市希中央 4 番町 23 番地	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 792 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
四日市肝臓内科・眼科	四日市市下海老町平野 52-1	四日市ヘルスプラス診療所	平成 29 年 10 月 2 日

三重県告示第 793 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
メディカルオフィス・くわな	桑名市陽だまりの丘 7 丁目 1510	平成 29 年 9 月 30 日
前田医院	鈴鹿市下大久保町 2669 の 1	平成 29 年 9 月 8 日
鈴鹿玉田医院	鈴鹿市地子町 814-33	平成 29 年 9 月 16 日
株式会社小林薬局サテライト	桑名市大山田 1 丁目 7-11	平成 29 年 9 月 30 日
徳山薬局	名張市桔梗が丘 1-6-80	平成 29 年 9 月 30 日
ぱんだ薬局 希中央店	名張市希中央 5 番町 146 番	平成 29 年 9 月 21 日

三重県告示第 794 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
陽だまりの丘なかむら内科	桑名市陽だまりの丘七丁目 1510 番地	平成 29 年 10 月 1 日
もろおか内科クリニック	桑名市筒尾 6 丁目 9-19	平成 29 年 11 月 1 日
前田医院	鈴鹿市下大久保町 2669-1	平成 29 年 9 月 9 日
カサデマドレ クリニック	津市安濃町戸島 569 番 8	平成 29 年 10 月 24 日
小林薬局	桑名市大山田 1 丁目 7-11	平成 29 年 10 月 1 日
つつお調剤薬局	桑名市筒尾 6 丁目 10-3	平成 29 年 11 月 1 日
エール調剤薬局 F u j i	四日市市高角町 1564-6	平成 29 年 11 月 1 日
さんあい薬局株式会社 ハンター店	鈴鹿市算所 2 丁目 5 番 1 号	平成 29 年 11 月 1 日
畿央徳山薬局	名張市桔梗が丘 1 番町 6-80	平成 29 年 10 月 1 日
畿央薬局中央店	名張市希中央 4 番町 23 番地	平成 29 年 11 月 1 日

三重県告示第 795 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
四日市肝臓内科・眼科	四日市市下海老町平野 52-1	四日市ヘルスプラス診療所	平成 29 年 10 月 2 日

三重県告示第 796 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
メディカルオフィス・くわな	桑名市陽だまりの丘 7 丁目 1510	平成 29 年 9 月 30 日
前田医院	鈴鹿市下大久保町 2669 の 1	平成 29 年 9 月 8 日
鈴鹿玉田医院	鈴鹿市地子町 814-33	平成 29 年 9 月 16 日
株式会社小林薬局サテライト	桑名市大山田 1 丁目 7-11	平成 29 年 9 月 30 日
徳山薬局	名張市桔梗が丘 1-6-80	平成 29 年 9 月 30 日
ばんだ薬局 希中央店	名張市希中央 5 番町 146 番	平成 29 年 9 月 21 日

三重県告示第 797 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官 候補生	男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
	女子	

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期

自衛官 候補生	男子	平成 29 年 12 月 11 日 (月) まで	平成 29 年 12 月 17 日 (日)	平成 30 年 3 月下旬から 同年 4 月上旬まで
	女子			

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男子。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官 候補生	男子	陸上自衛隊明野駐屯地	伊勢市小俣町明野 5593-1
	女子		

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 798 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リードタウン名張

名張市夏見字下川原 249 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) リードタウン名張

(変更後) リードタウン名張

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号	鈴木 芳知
未定	未定	未定

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号	鈴木 芳知
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦
株式会社上杉生花店	名張市中町 350 番地	上杉 勉
株式会社御菓子司さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸

3 変更年月日

平成 29 年 9 月 15 日

4 変更理由

- 2 (1) 大規模小売店舗の名称が決定したため
2 (2) 小売業を行う者が決定したため

5 届出の日

平成 29 年 11 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 11 月 21 日から平成 30 年 3 月 22 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業（一般型）齋宮地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 29 年 11 月 22 日から同年 12 月 20 日まで

3 縦覧の場所

明和町役場農水商工課（多気郡明和町大字馬之上 945）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

平成 29 年 11 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 11 月 6 日	松阪市久保田町字上沖 171-2 ほか 5 筆ほか	松阪市久保町ツツジ谷 1925 村田建設株式会社 代表取締役 村 田 和 也
平成 29 年 11 月 6 日	松阪市深長町字長楽寺 845-2	松阪市大黒田町 1649-3 グランドソレイユ 105 扇 田 拓 弥 扇 田 まどか
平成 29 年 11 月 7 日	員弁郡東員町大字瀬古泉字出口 1005 ほか 1 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也
平成 29 年 11 月 9 日	いなべ市員弁町上笠田字東垣内 1752-1	三重郡菰野町大字菰野 1639-62 セレッソとき わ野 201 太 田 晃 裕
平成 29 年 11 月 10 日	三重郡菰野町大字諏訪字北浦 3780-3	四日市市まきの木台 1 丁目 106 ネオ・ヴィン テージ 201 爲 数 健 太

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
